

(仮称) 大磯町個人情報保護法施行条例骨子【案】についての

意見募集の実施結果

個人情報保護法の改正により、令和5年4月から個人情報保護制度の法体系が一元化され、全国統一の制度運用となります。それに伴い、個人情報保護法の中で各地方公共団体の条例に委任された部分を定める必要があるため、町では、現行の「大磯町個人情報保護条例」を廃止し、「(仮称) 大磯町個人情報保護法施行条例」の新たな制定に向けて、検討を重ねています。概要や方針について、町民等の皆様からご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施しましたので、結果を公表します。

意見募集の内容

【意見募集の期間】

令和4年8月1日（月曜日）から令和4年8月31日（水曜日）まで

【周知方法】

広報おおいそ8月号及び町ホームページへの掲載

【閲覧場所】

町ホームページ、町民情報コーナー（町役場本庁舎1階・国府支所）、
総務課窓口（町役場本庁舎3階）

【意見等の提出方法】

郵送、FAX、電子申請、電子メール、持参により

【意見募集した骨子案】

(仮称) 大磯町個人情報保護法施行条例骨子【案】

意見募集の結果

意見提出者数	0人
意見件数	0件